

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	職業転換訓練費負担金		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和41年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	能力開発課		能力開発課長 藤枝 茂			
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用対策法第18条第2号及び第20条 雇用対策法施行令第3条		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	就職困難者の公共職業訓練の受講の促進を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	障害者、母子家庭の母等の就職困難者が公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り訓練受講を容易にするため、都道府県から訓練手当が支給されること、その要する費用のうち1/2を国が負担する。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算の状況	当初予算	1,828	1,637	1,637	1,634	1,591		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		1,828	1,637	1,637	1,634	1,591		
	執行額		1,523	1,319	1,229	-	-		
執行率 (%)		83.3	80.6	75	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	障害者職業能力開発校の就職率(間接的指標)			成果実績	%	65.9	68.7	69.9(速報値)	-
				目標値	%	60	60	61	65
				達成度	%	109.8	114.5	114.6(速報値)	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	訓練手当支給者数			活動実績	人	3,671	3,372	3,163	-
				当初見込み	人	4,157	3,865	3,874	-
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y X: 「執行額」 Y: 「訓練手当支給者数」			単位当たりコスト	円	414,871	391,262	388,437	-
				計算式	X / Y	1,522,992,945 / 3,671人	1,319,335,818 / 3,372人	1,228,626,810 / 3,163人	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	(目)職業転換訓練費負担金	1,634	1,591	過去5ヶ年の実績額による減					
	計	1,634	1,591						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	就職困難者の就職を実現するためには訓練機会の確保及び受講期間中の生活の安定を図ることが重要であるため、国費負担については雇用対策法において明確にされているものであり、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	雇用対策法に基づく、職業転換給付金制度の一つとして、訓練手当は就職が困難な者が公共職業訓練等を受講する間の生活の安定を図ることにより、訓練の受講を容易にするため都道府県が支給するものであって、その要する費用の1/2を国が負担するものであり、国が実施すべき事業である。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	就職困難者に対し、地域の特性に応じて全国で実施することにより、多様な職業訓練機会を提供できる事業であり、就職困難者の就職実現という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	当該負担金は義務的経費であり、都道府県が支給する費用の1/2を国費負担としている。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	-	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	当該負担金は義務的経費であり、都道府県が支給する費用の1/2を国費負担としている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	就職困難者の職業訓練を確保する観点から都道府県の計画を踏まえた予算要求が必要であり、当初交付決定額は予算額の99.6%であったものの、訓練期間中の就職決定等による中途退校者が生じたこと等により訓練受講生数が予定を下回ったために不用が生じたものである。			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みを約2割下回ったものの、就職困難者の職業訓練期間中の生活安定に資する実績が得られたものである。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> 職業転換訓練費負担金は、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の給付金の一つとして、訓練手当は就職が困難な者が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図ることにより、訓練の受講を容易にするため都道府県が支給するものであり、その要する費用のうち1/2を国が負担しているところである。当該負担金は義務的経費であり、その対象者は障害者や母子家庭の母等の特に就職困難な求職者に対し、公共職業訓練を通じた職業選択の場における実質的な機会の平等を確保するための経費であることから、これ以上の予算の削減は困難であるが、引き続き、効率的な執行に努めて参りたい。 本件事業においては成果指標として障害者職業能力開発校の就職率を設定しているところ、平成24年度においては目標値以上の実績となっており、事業の目的に資するものと判断することができる。 				
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県にて毎年度作成する事業計画を基に執行しているところであるが、訓練期間中に就職決定等の事前予測困難な事情による訓練校の中途退校者の発生等のため、不用が生じている。これらを可能な限り踏まえた執行計画の策定方法等について具体的な検討を行うとともに、効率的な執行に努めて参りたい。 				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であるため、引き続き、執行計画の策定方法等の検討により必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	過去5ヶ年の実績額を基とする積算により概算要求額を縮減。(反映額▲43百万円)					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	340	平成24年	293	平成25年	607

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 1,229百万円

〔負担金(都道府県が支給した額の1/2を負担)〕



A. 都道府県(47) 1,229百万円

〔職業訓練を受ける者に対し、訓練手当を支給〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A. 大阪府			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
職業転換訓練 費負担金	訓練手当の支給	195			
計		195	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	195		
2	東京都	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	134		
3	神奈川県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	70		
4	愛知県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	68		
5	静岡県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	63		
6	兵庫県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	59		
7	広島県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	51		
8	福岡県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	49		
9	北海道	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	41		
10	沖縄県	訓練手当の支給額の内、都道府県が支給した額の1/2を国が負担	39		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	障害者職業訓練指導員経験交流事業費		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成4年度 終了(予定)年度:平成26年度		担当課室	能力開発課		能力開発課長 藤枝 茂		
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第16条		関係する計画、通知等	障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	障害者の職業訓練を担当する指導員が蓄積した訓練技法等のノウハウやニーズ、経験等を相互に情報交換・分析を行い、これを共有化することにより、訓練内容の充実・向上等を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	障害者職業訓練校の指導員等が個々の現場において蓄積した訓練技法等のノウハウやニーズ、経験等を相互に情報交換・分析を行い、これを共有化することにより訓練内容の充実・向上等を目的とした交流会を定期的に開催するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求	
		補正予算	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
		計	0.7	0.7	0.7	0.6	0	
	執行額	0.01	0.01	0.01				
	執行率(%)	1.4	1.4	1.4				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	障害者職業能力開発校の就職率	成果実績		%	65.9	68.7	69.9 (速報値)	
		目標値		%	60	60	61	65
		達成度		%	109.8	114.5	114.6 (速報値)	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	出席者数	活動実績		人	90	88	98	—
		当初見込み		人	67	67	67	67
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y			円	83	116	97	95
	X:「執行額」 Y:「出席者数」		計算式	X / Y	7,510円/90人	10,220円/88人	9,540円/98人	9,540円/100人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	(目)諸謝金	0.03	0	訓練技法等のノウハウや経験等に係る情報交換・共有化については、指導員等が参集する既存の会議等において実施することとし、27年度要求は行わないこととしたため。				
	(目)庁費	0.3	0					
	(目)委員等旅費	0.1	0					
	(目)職員旅費	0.1	0					
計	0.6	0						

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練内容の充実・向上等が重要である。本事業は求職者の受講ニーズに対応し、効果的な職業訓練を実施する上で不可欠な事業であり国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、国が各都道府県の指導員等を参集して職業訓練内容の充実・向上を図っており、国の責務として直接実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練内容の充実・向上等が重要であることから本事業の優先度は高い。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位当たりのコストが非常に安価であり、妥当な水準である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業では交流会会場までの旅費など、必要経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	独立行政法人の会議室を活用するなど、交流会に必要な費用の縮減に努めているため。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込み通りの出席者である。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	障害者の就職促進を図るため、効果的な職業訓練を実施する上で指導員の資質の向上は不可欠であり、今後も本交流会の内容を充実させていく必要がある。				
	改善の方向性	事業実績を勘案・検証し、抜本的な見直しを検討する。				
外部有識者の所見						
平成23年度より3年連続して執行率が1.4%と低く、事業の必要性に疑問があるので、抜本的な見直しを検討すること。(長崎)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業全体の抜本的な改善	事業の達成状況等を検証し、廃止の妥当性を検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止	外部有識者の所見等を踏まえ、本事業は廃止することとし、訓練技法等のノウハウや経験等に係る情報交換・共有化については、指導員等が参集する会議等において実施することとする。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	343	平成24年	296	平成25年	610

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

0.01百万円

〔 経験交流会の企画、予算要求・編成 〕



〔 会議費 〕

A. 事務費

0.01百万円

〔 障害者職業訓練指導員経験交流会の開催 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.事務費			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
職員旅費	会議に係る旅費等	0.01			
計		0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	障害者職業能力開発校運営委託費		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度: 昭和22年度 終了(予定)年度: 終了予定なし		担当課室	能力開発課		能力開発課長 藤枝 茂		
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第16条		関係する計画、通知等	障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、障害者職業能力開発校において障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うことで障害者の就職促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	2,751	2,716	2,626	2,684	2,691	
		補正予算	▲1	—	—	—		
		前年度から繰越し	2	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
	計	2,751	2,716	2,626	2,684	2,691		
	執行額	2,729	2,697	2,592				
執行率(%)	99.2	99.3	98.7					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	障害者職業能力開発校の修了者の就職率		成果実績	%	65.9	68.7	69.9 (速報値)	
			目標値	%	60	60	61	65
			達成度	%	109.8	114.5	114.6 (速報値)	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	受講者数		活動実績	人	1,336	1,310	1,499	—
			当初見込み	人	2,580	2,580	2,580	2,260
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円	2,042,837	2,058,602	1,728,839	1,187,592
	X:「執行額」 Y:「受講者数」		計算式	X / Y	2,729,229,698 円/1,336人	2,696,768,920 円/1,310人	2,591,530,206 円 /1,499人	2,683,959,000 円/2,260人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	(目)障害者職業能力開発校運営委託費	2,684	2,691	—				
	計	2,684	2,691					

事業所管部局による点検・改善						
	項目		評価	評価に関する説明		
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。本事業は広く国民のニーズがあり、雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業であることから国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、職業能力開発促進法第16条に基づき、国が設置した障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託している事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから本事業の優先度は高い。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	職業能力開発促進法第16条第4項に基づき障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託するものであり、支出先を都道府県とすることは妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本事業に係る予算が減少している中で訓練定員を縮減せず引き続き確保するため、コスト削減に努めており、予算の執行率が既にほぼ100%となっている。従って、更なる削減は厳しくなっている。また、障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者を対象としているため、障害特性に適した専門的な訓練機器・設備を設置する必要があることや、訓練コースの多くが1年程度の長期に渡って訓練を実施していることを踏まえると妥当な水準である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、雇用のセーフティーネットとして実施する訓練に不可欠な訓練指導員の配置や訓練用教材の費用など、必要経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	集計中		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	ハローワークにおいて身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。職業訓練上特別な支援を要する障害者の就職を実現するためには、これまで以上に障害者職業訓練に関する専門的かつ高度な知識・ノウハウの蓄積が不可欠であることや、訓練定員の充足率の向上を図る必要がある。 一般の職業能力開発校では職業訓練を受けることが困難な障害者に職業訓練を実施するためには、障害特性に応じた個々の障害に対する専門的な知識を有する者の支援が必要であることから、障害者職業能力開発校で引き続きこれらの特別な支援を要する障害者の職業能力開発を進める。				
	改善の方向性	引き続き効果的・効率的な業務運営に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	点検結果も妥当であるため、引き続き、障害者の職業の安定等に必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	344	平成24年	297	平成25年	611

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

2,592百万

- 1 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 2 都道府県への予算配賦
- 3 事業実施に係る助言・指導



随意契約・委託

A. 都道府県(11都道府県)

2,592百万

障害者職業能力開発校の運営

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	管理職員、指導員の設置に係る費用	243			
事業費	教材費、光熱費等	99			
計		342	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	国立障害者職業能力開発校の運営	342	随意契約	
2	大阪府	国立障害者職業能力開発校の運営	293	随意契約	
3	福岡県	国立障害者職業能力開発校の運営	281	随意契約	
4	神奈川県	国立障害者職業能力開発校の運営	257	随意契約	
5	兵庫県	国立障害者職業能力開発校の運営	251	随意契約	
6	愛知県	国立障害者職業能力開発校の運営	246	随意契約	
7	広島県	国立障害者職業能力開発校の運営	231	随意契約	
8	鹿児島県	国立障害者職業能力開発校の運営	212	随意契約	
9	北海道	国立障害者職業能力開発校の運営	187	随意契約	
10	宮城県	国立障害者職業能力開発校の運営	164	随意契約	

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成16年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	能力開発課		能力開発課長 藤枝 茂		
会計区分	一般会計 労働保険特別会計雇用勘定		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第3項 雇用保険法第63条第1項第2号 雇用保険法施行規則第126条		関係する計画、通知等	障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ハローワークに求職を申し込んだ障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ハローワークへの身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者数が大きく増加していることに加え、求職障害者の障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,595	1,503	1,347	1,796	1,807	
		補正予算	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
	計	1,595	1,503	1,347	1,796	1,807		
	執行額	1,142	1,157	1,061				
執行率(%)	71.6	77.0	78.7					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)
	障害者委託訓練修了者の就職率	成果実績	%		44.4	45.2	47.0 (速報値)	
		目標値	%		50	50	47	49
		達成度	%		88.8	90.4	100	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	受講者数	活動実績	人		5,706	5,627	4,895 (速報値)	—
		当初見込み	人		9,550	7,900	6,700	7,000
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円	200,091	207,927	216,678(速報値)	256,523
	X:「執行額」 Y:「受講者数」		計算式	X / Y	1,141,717,687 円/5,706人	1,157,116,009 円/5,627人	1,060,637,157 円/4,895人	1,795,660,000 円/7,000人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	(目)職業能力開発支援事業委託費(一般)	177.8	191.9	—				
	(目)庁費(一般)	0.2	0.2					
	(目)委員等旅費(一般)	0.06	0.06					
	(目)諸謝金(一般)	0.03	0.03					
	(目)職員旅費(一般)	0.05	0.05					
	(目)職業能力開発支援事業委託費(特会)	1,615.0	1,612.1					
	(目)庁費(特会)	1.8	1.8					
	(目)委員等旅費(特会)	0.5	0.5					
	(目)諸謝金(特会)	0.2	0.2					
	(目)職員旅費(特会)	0.4	0.4					
計	1,796	1,807						

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国 必 費 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	ハローワークへの求職障害者が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。本事業は広く国民のニーズがあり、雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業であることから国費を投入する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、障害者の住む身近な地域で多様な訓練機会を確保するため、国が都道府県と委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となって民間の訓練実施機関を活用して訓練を実施するものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増加する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから本事業の優先度は高い。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	職業能力開発促進法第15条の6第3項の規定に基づき国と都道府県が委託契約を締結して実施する委託事業であり、支出先として都道府県を選定することが妥当である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	本事業における委託費は原則、訓練受講生一人当たり月6万円を上限としているが、これは一般の求職者を対象とした委託訓練の訓練コースの委託費と同水準である。一般の求職者に比べて障害者に対する訓練実施機関の負担が大きいこと、一コース当たりの受講生は少人数となること等も踏まえると、本事業における委託費の単価の水準は必ずしも十分とはいえない。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、訓練実施のための訓練実施機関に対する委託経費及び訓練支援員の設置に必要な経費などが大部分を占めており、実施に当たり必要不可欠な経費に限定されている。		
事 業 性 の 有 効	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	速報値であるが目標を達成したものであり、見込みに見合ったものとなった。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、求職障害者が希望する就職をするために職業能力の向上が求められる場合に、公共職業訓練を実施するものである。一方、549及び550の事業は、障害者に対するハローワークの職業相談、職業紹介等の支援を行う事業であり、その対象者や就職支援の内容が異なる。このため、役割分担は適切なものとなっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	549	障害者雇用促進関係経費	厚生労働省職業安定局			
	550	障害者等の職業相談経費	厚生労働省職業安定局			
751	障害者就業・生活支援センター事業	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課				
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	ハローワークにおいて身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するためには、障害者の住む身近な地域での職業訓練機会を確保しつつ、障害特性に配慮した効果的な委託訓練を実施する必要がある。 アウトプットについては、上述のとおり障害者の住む身近な地域において必要な訓練を確保することを目的としており、様々な地域で多様な訓練機会を設定しているものの、完全に受講希望者のニーズと合致することは不可能であることから定員充足率が低くなっている。これについては、平成24年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて「抜本的改善」とされたことを踏まえて、事業執行率等の改善に向け、平成25年度から受講者数(見込み)を縮小させるとともに、委託先開拓のための委託費単価の見直しを行った。 なお、平成26年度は特に精神障害者を始めとする求職障害者の急増に対応できるよう受講者数(見込み)の拡充を図った。				
	改善の方向性	求職障害者の増加等に対応できるよう、引き続き効果的・効率的な業務運営に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	点検結果も妥当であるため、引き続き、障害者の職業の安定等に必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	816	平成24年	717	平成25年	612、613

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
1,061百万円

- 1 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 2 都道府県訓練実施計画ヒアリング・都道府県への予算配賦
- 3 事業実施に係る助言・指導、訓練支援員の研修等の実施。

B. 事務費(厚生労働省)
1百万円

〔委託訓練指導等に係る職員旅費等〕

【随意契約・委託】

A. 都道府県(47都道府県)
1,061百万円

- 1 委託訓練の設定
- 2 障害者職業訓練コーディネーター、障害者職業訓練コーチ等の配置
- 3 ブロック別委託訓練事業推進交流会議の開催

【随意契約・委託】

C. 委託訓練実施機関(民間団体)((株)シーアイ
総合研究所ほか220団体) 1,061百万円

〔委託訓練の実施〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	企業等への職業訓練の委託費	74			
諸経費	訓練支援員への謝金、法定福利費、旅費	38			
消費税		6			
計		118	計		0
B.事務費			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
職員旅費等	委託訓練指導等に係る職員旅費	1			
計		1	計		0
C.株式会社シーアイ研究所			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	求職障害者に対する職業訓練	13			
計		13	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	障害者委託訓練の実施	114	随意契約	
2	大阪府	障害者委託訓練の実施	77	随意契約	
3	神奈川県	障害者委託訓練の実施	71	随意契約	
4	愛知県	障害者委託訓練の実施	61	随意契約	
5	千葉県	障害者委託訓練の実施	49	随意契約	
6	埼玉県	障害者委託訓練の実施	48	随意契約	
7	長野県	障害者委託訓練の実施	44	随意契約	
8	福岡県	障害者委託訓練の実施	42	随意契約	
9	静岡県	障害者委託訓練の実施	37	随意契約	
10	北海道	障害者委託訓練の実施	25	随意契約	

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社 シーアイ総合研究所 ノーサイド教育センター	障害者委託訓練の実施	13	随意契約	
2	株式会社 D&I	障害者委託訓練の実施	9	随意契約	
3	有限会社 スタートメニュー	障害者委託訓練の実施	5	随意契約	
4	有限会社瀧澤	障害者委託訓練の実施	4	随意契約	
5	イメージアンドクリエイト	障害者委託訓練の実施	4	随意契約	
6	ジョブサポートパワー株式会社	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
7	株式会社エイジェック	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
8	株式会社エデルタ	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
9	株式会社ブライト	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
10	株式会社アイエヌ	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	

平成26年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発助定運営費交付金		担当部局庁	職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成23年度 終了(予定)年度:終了予定なし		担当課室	能力開発課		能力開発課長 藤枝 茂		
会計区分	一般会計		政策・施策名	V-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第16条		関係する計画、通知等	障害者基本計画(平成25年9月閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもととした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
		当初予算	844	873	848	855	855	
		補正予算	▲414	▲35	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
	計	430	838	848		855		
執行額	430	694	766					
執行率(%)	100	82.8	90.3					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	障害者職業能力開発校の修了者の就職率		成果実績	%	65.9	68.7	69.9 (速報値)	
			目標値	%	60	60	61	65
		達成度	%	109.8	114.5	114.6 (速報値)		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	受講者数		活動実績	人	585	587	585	—
			当初見込み	人	400	400	400	400
単位当たりコスト	算出根拠		単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込	
	単位当たりコスト = X / Y		単位当たりコスト	円	1,442,726	1,427,315	1,309,610	1,187,592
	X:「執行額」 Y:「受講者数」		計算式	X / Y	843,995,000円 / 585人	837,834,000円 / 587人	766,122,129円 / 585人	855,286,000円 / 400人
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	(目)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発助定運営費交付金	855	855	—				
	計	855	855					

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要である。本事業は雇用のセーフティーネットとして実施する障害者に対する職業訓練の高度化、質の向上に不可欠であり、国の責務として実施すべき事業であることから国費を投入する必要がある。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国の雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、職業能力開発促進法第16条に基づき、国が設置した障害者職業能力開発校の運営を高年齢・障害・求職者雇用支援機構が行っているもの。			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	国の雇用のセーフティーネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから本事業の優先度は高い。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	職業能力開発促進法第16条第4項に基づき、厚生労働省令で定めるものの運営を高年齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせているものである。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—	—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	本事業に係る予算が減少している中で訓練定員を縮減せず引き続き確保するため、コスト削減に努めており、予算の執行率が既にほぼ100%となっている。従って、更なる削減は厳しくなっている。また、障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者を対象としているため、障害特性に適応した専門的な訓練機器・設備を設置する必要があることや、訓練コースの多くが1年程度の長期に渡って訓練を実施していることを踏まえると妥当な水準である。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、訓練実施のため必要不可欠な訓練指導員の配置や訓練用教材の費用などの経費に限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	例えば、平成24年度に独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構が本事業を活用して運営する中央障害者職業能力開発校において、東京障害者職業能力開発校に対して精神・発達障害者向けコースの設置に関する支援を行った結果、次年度(平成25年度)に同校で精神障害者向け訓練コースの発足に至るなど、同機構が運営する障害者職業能力開発校における指導技法等が他の障害者職業能力開発校に普及されているところである。			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	本事業は、独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する施設のうち、中央障害者職業能力開発校及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営に係る経費を交付するもの。左記に列挙した交付金は、独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構の他の施設等の運営経費及び施設整備費であり重複はない。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	535	独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金	厚生労働省 職業安定局			
	536	独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金	厚生労働省 職業安定局			
	600	独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発勘定運営費交付金	厚生労働省 職業能力開発局			
601	独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金	厚生労働省 職業能力開発局				
点検・改善結果	点検結果	ハローワークにおいて求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。職業訓練上特別な支援を要する障害者の就職を実現するためには、これまで以上に障害者職業訓練に関する専門的かつ高度な知識・ノウハウの蓄積が不可欠であることや、訓練定員の充足率の向上を図る必要がある。 一般の職業能力開発校では職業訓練を受けることが困難な障害者に職業訓練を実施するためには、障害特性に応じた訓練設備や個々の障害に対する専門的な知識を有する者の支援が必要であることから、引き続き障害者職業能力開発校でこれらの特別な支援を要する障害者の職業能力開発を進める。				
	改善の方向性	引き続き効果的・効率的な業務運営に努める。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
通現り状	点検結果も妥当であるため、引き続き、障害者等の職業の安定等に必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
通現り状	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	—	平成24年	934	平成25年	614

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
766百万円

〔 運営費交付金の交付 〕

A. 独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構
766百万円

〔 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条の
規定に基づく高年齢者等及び障害者並びに求職者その他
の労働者の職業の安定業務等 〕

B. 事務費(機構本部)
569百万円

C. 中央障害者
職業能力開発校
121百万円

〔 先駆的な職業訓練を実施とともに、訓練
技法等に関する実践的研究開発及び技術的
指導等業務。 〕

【 随意契約・一般競争入札 】

E. NTTファイナンス(株) 外
121百万円

〔 ・各種情報機器・システム借料
・エネルギーセンターガス料
・施設設備管理業務 等 〕

D. 吉備高原
職業能力開発校
50百万円

〔 先駆的な職業訓練を実施とともに、訓練技
法等に関する実践的研究開発及び技術的
指導等業務。 〕

【 随意契約・一般競争入札 】

F. 吉備高原医療
リハビリテーションセンター 外
50百万円

〔 ・光熱水料
・複写機保守料
・清掃管理業務委託料 等 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構			E.NTTファイナンス株		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	人件費	451	借料及び損料	OA科情報システム借料	17
一般管理費	障害者職業能力開発校に係る光熱水料、庁舎維持経費等	125	保守料	OA科情報システム保守料	9
業務費	障害者職業能力開発校に係る業務経費	164			
計		740	計		26
B.事務費(機構本部)			F.吉備高原医療リハビリテーションセンター		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	人件費	460	光熱水料	センター光熱水料	13
一般管理費	障害者職業能力開発校に係る光熱水料、庁舎維持経費等	31			
業務費	障害者職業能力開発校に係る業務経費	78			
計		569	計		13
C.中央障害者職業能力開発校			G.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
一般管理費	障害者職業能力開発校に係る光熱水料、庁舎維持経費等	63			
業務費	障害者職業能力開発校に係る業務経費	58			
計		121	計		0
D.吉備高原障害者職業能力開発校			H.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
一般管理費	障害者職業能力開発校に係る光熱水料、庁舎維持経費等	28			
業務費	障害者職業能力開発校に係る業務経費	22			
計		50	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	事務費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構本部における障害者職業能力開発校の運営等に関する事務費	569	-	-
2	中央職業能力開発校	障害者職業能力開発校の運営	121	-	-
3	吉備高原職業能力開発校	障害者職業能力開発校の運営	50	-	-
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	事務費	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構本部における障害者職業能力開発校の運営等に関する事務	569	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央障害者職業能力開発校	障害者職業能力開発校の運営	121	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	吉備高原障害者職業能力開発校	障害者職業能力開発校の運営	50	-	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	NTTファイナンス(株)	各種情報機器・システム借料	26	5	91.7
2	武州ガス(株)	エネルギーセンターガス料	10	1	99.9
3	(株)清光社	施設設備管理業務	9	3	98.5
4	丸紅(株)	エネセン電気料	8	1	96.3
5	国立障害者リハビリテーションセンター	エネセン水道料	6	随意契約	-
6	ヤマトホームコンビニエンス(株)	実習場等移転作業	5	2	95.3
7	リコーリース(株)	複写機保守料	4	4	94.5
8	(株)セフテック	警備業務	3	13	55.5
9	NBKファシリティーズ(株)	清掃管理業務委託料	3	11	-
10	昭和リース(株)	訓練用機器借料等	2	随意契約	-

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	吉備高原医療リハビリテーションセンター	光熱水料	13	随意契約	-
2	富士ゼロックス岡山(株)	複写機保守料	2	随意契約	-
3	(福)吉備の里	清掃管理業務委託料	2	6	81.2
4	西日本建物管理(株)	施設設備警備委託料	1	8	59.9
5	(福)吉備の里	外構維持管理業務委託料	1	4	74.9
6	日立キャピタル(株)	複写機借料	1	2	96.2
7	株式会社 ニチイ学館	医療系事務講座委託料	1	随意契約	-
8	塚本商事機械(株)	昇降機保守管理業務委託料	1	3	92.4
9	(株)NTTデータエンジニアリングシステムズ	パソコンリース料	1	随意契約	-
10	ウオクニ(株)	給食業務委託料	1	3	64.4